

# Global Tax Update

## インド

デロイトトーマツ税理士法人

2019年2月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### 1. 電子商取引活動における海外直接投資<sup>1</sup>の条件の変更

インド政府は、海外直接投資(Foreign Direct Investment: 以下「FDI」)ポリシー<sup>2</sup>の電子商取引に関する条項を改正し、マーケットプレイス型の電子商取引(マーケットプレイス型電子商取引事業体)に関して、FDIによる100%出資を自動認可ルート<sup>3</sup>で許可した。FDIは、在庫ベース型の電子商取引には許可されていない。インドにおけるマーケットプレイス型電子商取引事業体のFDIに適用される規制の枠組みを明確化、強化し、かつ、オンライン・オフライン事業者に公正な競争の場を提供することを目的として、インド政府は、電子商取引事業体のFDIに関して、2017年度統合版FDIポリシー通達(FDI Policy: 以下「FDIポリシー」)の更なる改正を実施した<sup>4</sup>。本改正は、FDIを行っているマーケットプレイス型電子取引事業体の全てに適用され、2019年2月1日から施行される。

以下に主要な改正内容をまとめる。

	改正前条項	改正後条項	備考
1	<p>条項(iv)</p> <p>マーケットプレイスを提供している電子商取引事業体は、在庫(すなわち販売を予定している商品)について所有権を行使しない。在庫の所有を行う場合、当該事業体は在庫ベース型とみなされる。</p>	<p>条項(iv)</p> <p>マーケットプレイスを提供している電子商取引事業体は、在庫(すなわち販売を予定している商品)について所有権又は支配権を行使しない。在庫の所有又は支配を行う場合、当該事業体は在庫ベース型とみなされる。出店者による在庫の購入の25%超が、マーケットプレイス型電子商取引事業体又はそのグループ企業によるものである場合、当該マーケットプレイス型電子商取引事業体は、当該出店者の在庫に支配を及ぼしているとみなされる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出店者が在庫の25%超をマーケットプレイス型電子商取引事業体又はその「グループ」企業から購入している場合、当該マーケットプレイス型電子商取引事業体は、当該出店者の在庫の販売に支配を及ぼしているとみなされる</li> <li>■ 在庫の所有権に加えて、マーケットプレイス型電子商取引事業体が在庫の支配権(定義のとおり)を行使した場合、当該事業体は在庫ベース型とみなされ、FDIは許可されない</li> <li>■ マーケットプレイス型電子商取引事業体が、当該出店者の総購入の25%超がマーケットプレイスの事業体又はそのグループ企業から購入したものであるかどうかを確認することは実務的に困難である。この点に関しては、インド政府による更なる明確化が必要である</li> </ul>

1 インド企業/事業体への海外投資に関するポリシー

2 2016年3月29日付のプレスノート第3号

3 インド政府の承認なしで海外事業体がインドへの投資を行うルート

4 2018年12月26日付のプレスノート第2号(2018年PN-2)

2	<p>条項(v)</p> <p>電子商取引事業者は、事業年度ベースの売上額の25%を超える売上がマーケットプレイスにおける一つの出店者又はそのグループ企業から得たものであってはならない。</p>	<p>条項(v)</p> <p>マーケットプレイス型電子商取引事業者若しくはそのグループ企業が資本参加している事業者又はマーケットプレイス型電子商取引事業者若しくはそのグループ企業によってその在庫を支配している企業は、当該マーケットプレイス事業者によって運営されているプラットフォームにおいて商品を販売することができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一つの出店者による電子商取引プラットフォーム上での売上が25%を超えてはならないという制限は廃止された</li> <li>■ マーケットプレイス型電子商取引事業者は、上記条項(iv)で規定されている通り、株式を保有している若しくは在庫に支配を及ぼすグループ企業又は事業者の在庫を販売することができない</li> </ul>
3	<p>条項(ix)</p> <p>マーケットプレイスを提供する電子商取引事業者は、商品又はサービスの販売価格に直接又は間接に影響力を及ぼさず、公正な競争の場を維持する。</p>	<p>条項(ix)</p> <p>マーケットプレイスを提供する電子商取引事業者は、商品又はサービスの販売価格に直接又は間接に影響力を及ぼさず、公正な競争の場を維持する。サービスは、マーケットプレイス型電子商取引事業者又はマーケットプレイス型電子商取引事業者が直接的又は間接的に資本参加している又は共通の支配を及ぼしている企業体により、プラットフォーム上の出店者に対し、独立企業間原則に則り、かつ公平で差別のない方法で提供されなければならない。当該サービスは、受注処理、物流、倉庫保管、広告、マーケティング、支払、資金調達等を含むがこれらに限定されない。マーケットプレイス事業者のグループ企業による買主へのキャッシュバックは、公平で差別のない方法で行われなければならない。本条項において、ある出店者へ類似の状況にある出店者が適用を受けられないような条件でサービスが提供された場合、当該サービス提供は不公平かつ差別的であるとみなされる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マーケットプレイス型電子商取引事業者又はそのグループ企業が出店者に提供する様々なサービスは、独立企業の原則に則り、かつ他の全ての出店者に適用される類似の条件で提供されなければならない</li> <li>■ さらに、マーケットプレイス型電子商取引事業者のグループ企業は、買主に対して有利な条件でキャッシュバックを提供することを禁止され、公平かつ差別のない方法で行われなければならない</li> </ul>
4	<p>該当条項なし</p>	<p>新規追加条項(xi)</p> <p>マーケットプレイス型電子商取引事業者は、出店者に対して、自らのプラットフォームのみで商品を販売するよう強制してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本条項により、出店者及びマーケットプレイス型電子商取引事業者との排他的取引をすることができなくなる</li> </ul>
5	<p>該当条項なし</p>	<p>新規追加条項(xii)</p> <p>上記ガイドラインの順守を確認するため、マーケットプレイス型電子商取引事業者は、毎年9月30日までに、インド準備銀行に対し、前年度に係る法定監査人の報告書とともに証明書を提出しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本条項により、FDIポリシーの順守を確実にするため、個別に検証可能な公的義務がマーケットプレイス型電子商取引事業者に課される。</li> </ul>

## 2. インド準備銀行、2018年の外国為替管理法(借入及び貸付)規制を通知し、対外商業借入の新しい枠組みを発表

外貨建及びインドルピー建の借入及び貸付に関する規定を簡略化するため、インド準備銀行(Reserve Bank of India: 以下「RBI」)は、2018年統合版外国為替管理(借入及び貸付)規制(借入及び貸付規制)<sup>5</sup>を通知した。RBIは、2018年12月5日の隔月の金融政策声明において、規制の統合を提案していた。借入及び貸付規制は、以下の規制に代わるものである。

- 2000年外国為替管理(インドルピー建借入及び貸付)規制
- 2000年外国為替管理(外貨建借入及び貸付)規制

上記を推進し、対外商業借入及びルピー建債券の運用上の枠組みを合理化して提供するために、RBIは、2019年1月16日に対外商業借入の新しい枠組みを発表した。

主要なポイントは、下記を参照のこと。

>> [Regulatory Alert\(Deloitte India ウェブサイト\(英語\)\)](#)

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之 [hiroyuki.hayashi@tohmatsumi.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohmatsumi.co.jp)

シニアマネジャー Pawankumar Kulkarni [pawankumar.kulkarni@tohmatsumi.co.jp](mailto:pawankumar.kulkarni@tohmatsumi.co.jp)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatsumi.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatsumi.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001